

妊婦健診の助成回数を拡充しました

市では、出産まで安心して健康診査を受けていただくことおよび経済的負担の軽減を目的に、4月1日から、妊婦一般健康診査費用の助成回数を拡充しました。

これまででは14回(妊娠39週頃)までの助成でしたが、新たに妊娠40週以降(出産までの妊婦一般健康診査についても、対象としました。

平成27年度にすでに母子健康手帳を交付されている方で、4



児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月中に手当を受ける資格を確認するため現況届の提出が必要です。6月中旬に通知を郵送しますので、内容を確認の上、6月末日までに提出をお願いします(公務員の方は職場に提出)。

なお、現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を支給することができず、未提出のまま

回(妊娠41週頃)：妊婦健康診査受診票交付

月1日以降妊婦健診を受診する方につきましては、4月上旬に追加分の受診票を郵送しましたのでご確認ください。

転入された方は、健康増進課までお問い合わせください。

【助成内容】

◎第1回(妊娠8週頃)～第16

医療福祉費受給者証更新のお知らせ

ひとり親家庭・重度障がい者・65歳以上の重度障がい者の方へ

7月からの医療福祉費受給者証は、6月下旬に郵送します。

現在使用している医療福祉費受給者証は、7月1日(金)以降は使用できなくなりますので、ご注意

意ください。

なお、平成27年中の所得が分からない方や未申告の方については、所得の確認がとれないと医療福祉費受給者証を発行できません。所得の確認がとれない方には、その旨の通知をお送りします。所得が制限内であることが確認でき次第、医療福祉費受給者証を発行します。

また、出生・転入をした方で、児童手当の手続きが済んでいない方は、申請をお願いいたします。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受給できなくなります。

また、65歳以上75歳未満の重度心身障がい者で、医療福祉制度(マル福)該当の方は、後期高齢者医療保険に移行しないと受給できなくなりますのでご注意ください。

58 問 伊奈庁舎こども福祉課 ☎ 2111 (内線4205)

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58 2111 (内線4405)

くらしのQ&A

家庭用電気マッサージ器

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター (谷和原庁舎1階) ☎ 3288

腰痛持ちなので、家庭用電気マッサージ器を購入しようと考えています。使用の際に気をつける点を教えてください。(70代・女性)

Q

A

体の疲れをいやすための家庭用電気マッサージ器ですが、消費生活センターには「マッサージ器を買って3日目に圧迫骨折した」「フットマッサージ器を使用していたところ、太ももが内出血した」といった相談が寄せられています。マッサージ器には、使用が禁止されている疾病などがあります。療養中の疾病がある場合は、使ってもよいかメーカーや販売店、医師に確認しましょう。特に高齢者には事故が多く、注意が必要です。

体調が悪化することも!

使用する前に取扱説明書をよく読み、まず弱い刺激から始めましょう。リモコンは、使用中に異常や危険を感じた時にすぐに停止できるよう手元に置きましょう。体の異常を感じたら、医療機関に相談してください。

事故を防ぐためには、使用前に機器のカバーの破れやズレなど異常がないか、状態を必ず確認しましょう。